

# 栄光をたたえます

文化やスポーツ活動の全国大会出場、それに準ずる成績を収めた人・団体を紹介します。

■問い合わせ 秘書課公聴広報係 (☎②0210)

## 高梁新星

笹川良一杯第26回全国選抜ゲートボール大会

(9月24日～25日・岩手県) 決勝リーグ進出



「初出場でベスト8。まだまだ上位を目指して頑張りたい」と代表者の渡邊さん。

平岡賢治さん 佐倉啓助さん  
大森生善さん 藤原敏男さん  
渡邊忠弘さん 瀧田英則さん

## 高梁新星

文部科学大臣杯第27回全日本ゲートボール選手権大会

(10月29日～30日・京都府)



「ゲートボールは、世代を越えて楽しめるスポーツ。若い人も競技に参加してほしい」と代表者の渡邊さん。

小林愛男さん 瀧田英則さん  
岡本隆志さん 太田優勝さん  
難波久さん 久徳宏江さん  
大森生善さん  
渡邊忠弘さん

## 上森真琴さん(巨瀬町)

山陽女子高校2年 第26回全国童謡歌唱コンクール 大人部門

(11月3日・東京都)



「全国大会で歌うことができ、いい経験になりました。また出場したいです」

## 島亜由美さん(内山下)

高梁小学校5年 第26回全国童謡歌唱コンクール 子ども部門

(11月3日・東京都)



「とても緊張したけど、大きい舞台で楽しく歌えました」

## 川上小学校

子どもの読書活動優秀実践校 文部科学大臣表彰

子どもが積極的に読書活動を行う意欲を高める活動で、特色ある優れた実践を行っている学校に対し、表彰されるものです。

## 企業主、個人事業主の皆さまへ 市民税・県民税の特別徴収の推進について

市は県と県内すべての市町村とともに市民税・県民税の特別徴収（給与からの天引き）の推進に取り組んでいます。ご理解とご協力をお願いします。

### 市民税・県民税の特別徴収とは

給与支払者が、所得税の源泉徴収と同様に、納税義務者である給与所得者に代わって、毎月従業員に支払う給与から市民税・県民税を徴収（天引き）し、市へ納入していただく制度です。  
※地方税法の規定により、給与支払者は、特別徴収義務者になっていますので、よろしくお願いします。

### 特別徴収の事務

所得税の源泉徴収のように、税額を計算したり年末調整をする手間はかかりません。税額の計算は市で行い、従業員ごとの市民税・県民税額を通知しますので、その税額を毎月の給与から天引きし、合計額を翌月の10日までに、金融機関を通じて市へ納めていただきます。  
また、従業員が常時10人未満の事業所は、申請により年12回の納期を年2回とすることも可能です。

### 特別徴収のメリット

従業員一人一人がわざわざ金融機関へ納付に出向く手間を省くことができ、納め忘れもなくなります。ご自分で納める普通徴収の場合は、原則、年4回の納付ですが、特別徴収は、年12回なので1回当たりの負担が少なく済みます。

### 手続きについて

毎年1月末日までに市へ提出していただく「給与支払報告書」の摘要欄に特別徴収と明記していただくことで済みます。  
また、「特別徴収繰入依頼書」に必要な事項を記入のうえ市税務課へ提出していただくことでも対応いたします。用紙は市税務課に備えているほか、市のホームページからもダウンロードすることができます。

■問い合わせ 税務課市民税係 (☎②0214)

## 第6回 清水比庵大賞 (短歌の部)

決まる

歌・書・画の三芸に独自の境地を開いた本市出身の名誉市民・清水比庵（1883～1975）にちなんで、高梁比庵会が公募していた「清水比庵大賞・短歌の部」の入賞作品が決まりました。  
同賞は、清水比庵の偉業と足跡を顕彰するとともに、優れた短歌を広く募集して文化の振興に寄与する目的で創設されています。今回は、海外を含む全国から996首の応募がありました。



田所 妙子さん (69) (栃木県佐野市)

「到着はちょうど十九時」「了解」と受ける息子の居る雨の駅前

【特選】 高梁市長賞

黒田 誠一さん (74) (茨城県つくば市)

峡の田を継ぎ夜神楽の笛を継ぎ  
つまりは父の一世継ぐ吾

【特選】 高梁比庵会長賞

政井 繁之さん (76) (岐阜県各務原市)

夕ぐれを使ひきるまで畦を塗り  
われを限りの棚田を守る

【奨励賞】

遠藤 喜久江さん (88) (栃木県足利市)

畜産農家に牛の処分を決断を  
ベクレルは風となりて迫れる

菅原 艶子さん (78) (兵庫県佐用郡)

発条を巻けば素直に時告ぐる  
父の遺品のほんほん時計

山道 正登さん (69) (長崎県長崎市)

原発の安全謳う看板の残りたる  
まま町は避難す

■問い合わせ 高梁比庵会事務局 (文化交流館内 ☎②0180)

## 農業者のみなさん エコファーマーを 目指してみませんか

エコファーマーとは、土づくりと化学肥料・化学農薬の使用の低減を一体的に行う「環境にやさしい農業」の実践者の愛称です。

平成11年度に制定された「持続性の高い農業生産方式の導入の促進に関する法律」に基づき、農業者は、たい肥等による土づくりと、化学肥料・農薬の低減を一体的に行う持続性の高い農業生産方式に関する「導入計画」を策定し、これを県知事に提出して、その計画が適正であると認められれば、エコファーマーとして認定されます。

エコファーマーになれば、環



境に配慮した生産を志す取り組み姿勢により、産地のイメージアップや環境の負荷軽減につながるだけでなく、消費者からも評価されることとなります。

また、農産物の販売時にエコファーマーが生産した農産物であることを表示できます。

本年度中にエコファーマーの認定を受けた農業者が構成員となる「農業者グループおよび集落営農組織」で、一定の要件のもと環境に配慮した農業に取り組めば、来年度、市が事業として検討中の「環境保全型農業直接支援対策」の対象になる場合があります。

### 環境保全型農業直接支援

「おかやま有機無農薬農産物」等の認定農地での耕作や、エコファーマーが構成員の「農業者グループおよび集落営農組織」が、化学肥料、化学合成農薬の5割低減などの交付対象要件に取り組み、その内容が、適正と認められれば、支援金が交付される制度です。

### ■問い合わせ

高梁農業普及指導センター  
☎②2851、農林課農業振興係 ☎②0226